

## 「死人」は生活保護を活用できるか 戸籍上の死より、生身の人間の生存が優先する

### 二段ベッドの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

お盆にちなんで、「死者がよみがえる」お話。怪談ではありません。

「失踪宣告」とは、「失踪宣告」の取り消しは…

「生活保護、死んでいる者でも受けられるのか」という質問を、何回か受けました。

答えは単純、「受けられます」

人間の死には、2種類あります。

一つは、肉体的な死です。例えば、救急搬送され、病院で治療を受けていたが死亡した場合、死後も、生活保護の中の葬祭扶助を活用して、ささやかですが、葬儀を営むことができます。居室保護でも同じです。

今一つは、肉体的な死とは関係なく、社会的な関係の中の死です。いってみれば、書面上の死亡です。

通常、戸籍からの除籍は、肉体的な死亡を確認して、死亡届を出すことでなされますが、制度による死亡認定（家庭裁判所による失踪宣告）を受けて、失踪届を出すことにより除籍（死亡扱い）されることもあります。

釜ヶ崎で、自ら「死んでいる」という人の多くは、当たり前なことですが、制度的に死んでいる人で、肉体的には生きています。そうでなければ、それこそ怪談です。

生活保護法は、困窮の事実に基づいてその適用が判断されるので、生身の肉体を持つているのであれば、書面上の死亡扱いとは関係なく、活用することが出来ます。

釜ヶ崎で生きながら死んでいる人の多くは、「失踪宣告」を受けた人です。簡単に取り消すことが出来、生き返れます。

「失踪宣告」は、「不在者（従来住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、家庭裁判所が、申立てにより、宣告をするものです。法律上、死亡とみなす制度といえます。

戸籍上の親族関係を整理し、離婚や財産分与などをおこないややすくすることが目的で、失踪宣告された本人の生存権を否定するものではありません。

両親が死亡し、兄弟で遺産を分けるときに、所在不明に困り果てて申し立てることが多いようです。

失踪宣告の審判の申し立てを受けた家庭裁判所は、3つのセクター（免許証、犯罪歴、職安）へ、「3点セット」の照会を行うことになっているようです。

ですから、免許証を持たないか失効した人で、犯罪歴のな

い人、職安で失業給付を受けたことがないか、あるいは求職活動をしたことがない人が、「失踪宣告」を受けやすいといえます。

もともと、死んでいない者を、死んだことにしているわけですから、そのことを知った本人が、「俺は生きてるぞ」と申し立てれば、事実確認の上、「失踪宣告」は取り消されることとなります。

取り消しの申し立ては、このビラを読んでいると言うことは、大阪で生活していると思いますから、大阪家庭裁判所にするようになります。費用は2千円程度かかりますし、写真が2枚必要です。

取り消しの申し立てに必要なことは、本人確認できる戸籍簿上の情報、失踪宣告を受けていることを知った経緯、「家」を出てからの生活歴、住民票の移動等をしなかった事情、最後に連絡を取った「家人」や「知人」の名前、その後、音信不通となった事情。家を出た事情。写真を見て、本人確認が出来そうな人の指定などなど。

文章にする必要がありますから、下書きをしておく方が、家庭裁判所に行つてまごつくことがないと思われまます。詳細でなく、簡単でいい。年月日も、正確な方がいいのですが、「頃」でもいいようです。

「生活保護申請する前にすっきりさせたい」という人もいますが、大阪の家庭裁判所から、失踪宣告を出した家庭裁判所に書類をまわし、それから家族へ問い合わせ、ということ、最低でも2〜3ヶ月はかかるようですから、生保申請を先にする方が、実際的であると思われまます。まず、生身の生活安定を優先させましよう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人で、現金支給希望の人は、郵送ではなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。西成労働福祉センターに申請書が届くよう手続きした人は、必ず、窓口（か）に届いたかどうか確認してください。8月末までには、センター預かり分（ぶん）をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）  
※ 双葉商事さん（電話 ~~06-6561-4392~~）  
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましよう。  
※ フラップさん（電話 ~~06-6658-8888~~）  
26号線花園交差点、イズミヤの南6〜7メートル。西成区以外の物件もあります。  
必ず、実物（部屋）を2〜3見て比較、周囲の環境を（かんが）えて、得心して決めましよう。